

東日本高速道路株式会社

第10期定時株主総会

決議事項

第1号議案 . . . P 1

第2号議案 . . . P 2

第3号議案 . . . P 3

第4号議案 . . . P 4

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期は、退職給付に関する会計基準の改正等に伴い利益剰余金が減少することとなりました。このうち高速道路事業に係る減少額につきましては、別途積立金の一部を取り崩すとともに、引き続き、経営基盤の強化を図るため、無配とさせていただきたいと存じます。

つきましては、剰余金の処分について、下記のとおりとさせていただきたく、株主様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金	2, 166, 564, 128円
-------	-------------------

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	2, 166, 564, 128円
---------	-------------------

2. 剰余金の配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	なし
-----------------------------	----

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、現行定款第25条及び第35条の規定の一部を変更するものであります。なお、現行定款第25条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の責任免除) 第25条 <条文記載省略> 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>社外取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第25条 <現行のとおり> 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
(監査役の責任免除) 第35条 <条文記載省略> 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>社外監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除) 第35条 <現行のとおり> 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>監査役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額とする。

第3号議案 取締役1名選任の件

取締役鹿島幹男氏は、本総会の終結の時をもって辞任により退任されますので、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
萩原 隆一 (昭和30年8月10日)	昭和54年4月 日本道路公団入社 平成18年10月 当社管理事業部調査役 (出向:株式会社ネクスコ・トール関東 代表取締役専務) 平成20年6月 当社人事部長 平成23年4月 当社執行役員総務本部人事部長 平成25年1月 当社執行役員総務・経理本部人事 部長(現在)	0株

- (注) 1. 取締役候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者は新任候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対する慰労金贈呈の件

取締役鹿島幹男氏は、本総会の終結の時をもって退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内において慰労金を贈呈いたしたいと存じます。また、その具体的金額等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
鹿島 幹男	平成23年6月 当社取締役兼常務執行役員総務本部長 平成25年1月 当社取締役兼常務執行役員事業開発本部長 (現在)

以上